

区分	■ 新規 □ 再提案 (. . . 第 回総会 ; 市)		
種類	■ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの	分野	□ 総務文教
	□ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの		□ 社会環境
	□ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの		□ 経済
	□ その他 ()		■ 危機管理建設
要望先	■ 国	担当省庁	内閣府 (防災担当)
	□ 県	担当部局	
	□ その他	名称	
件名	17 個別避難計画作成経費に係る財政措置の拡充について		
提案市	長野市		
提案要旨	<p>災害対策基本法の改正により個別避難計画の作成が市町村の努力義務となったが、要介護度の高い者や重度の障害者等、優先度の高い要支援者の計画作成にあたり、福祉専門職などに依頼した場合の個別避難計画作成に係る経費についての財政措置の拡充を要望する。</p>		
提案理由	<p>令和3年5月の改正法施行後からおおむね5年程度で個別避難計画作成に取り組むよう「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」に明記された。</p> <p>本市においては、福祉専門職の参画のもと、優先度の高い避難行動要支援者から個別計画を作成していく予定であるが、国は、これまでの事例等から、福祉専門職の参画に対する報酬や事務経費など計画作成経費について、一人当たり7,000円程度を要すると想定している。</p> <p>計画作成経費に対しては、令和3年度から、普通地方交付税措置が為されているところであるが、安定的かつ継続的な事業実施のため、普通地方交付税措置ではなく、直接補助による財政措置の拡充を要望するもの。</p>		
現況及び課題等	<p>優先度を踏まえた個別避難計画作成に取り組んでいくため、令和3年度、内閣府の個別避難計画作成モデル事業に参画し、他の参画自治体ともノウハウ共有を行っているところである。</p> <p>優先度を踏まえた個別避難計画作成を効率的かつ継続的に進めて行くためには、福祉専門職の参画が必須であり、計画作成や更新に係る報酬等、計画作成経費に対する継続した財源確保が大きな課題である。</p>		
関係法令	災害対策基本法		